

山村振興に基づく支援措置等

農林水産省農村振興局地域振興課

山村振興法 平成27年改正の概要

1 背景

- ① 地域内発的な産業振興を推進し、山村の所得と雇用の確保を図る
- ② 介護サービスの確保等を促進し、住民の福祉の向上を図る
ことにより、山村における定住等を促進することが必要。

2 基本理念(新設)

- ・ 山村の振興は、山村の有する多面にわたる機能が十分に発揮され、国民がそれらの恵沢を享受することができるよう、森林等の保全を図ることを旨として、行われなければならない。
(第2条の2)
- ・ 山村の振興は、産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、地域の特性を生かした産業の育成による就業の機会の創出、住民の福祉の向上等による山村における定住の促進を図ることを旨として、行われなければならない。

3 目的規定の充実

- ・ 目的に「山村の自立的発展の促進」、「山村における定住の促進及び山村における人口の著しい減少の防止」等の文言を追加。
(第1条)

4 地域内発的な産業振興及び住民の福祉の向上に関する施策の促進

- ① 山村振興基本方針、山村振興計画等の規定事項に、「地域資源の活用による特産物の生産の育成」といった地域内発型の産業振興の推進等に係る規定及び「介護サービスの確保」といった住民の福祉の向上に係る規定を追加。
(第3条、第7条の2、第8条)
- ② 山村振興計画に産業振興施策の促進に関する事項を記載できることとし、当該事項を記載して地域内発型の産業振興を図ろうとする市町村を支援するため、税制特例措置(割増償却)等を措置。
(第8条～第8条の9、第13条)
- ③ 市町村等への交付金に関する規定を新設し、「地域資源の活用による特産物の生産の育成等による産業の振興に係る取組を推進する事業の実施に要する費用に対する助成等の措置を講ずるものとする」旨を規定。
(第10条第2項)

山村振興法の改正に係る支援策等について

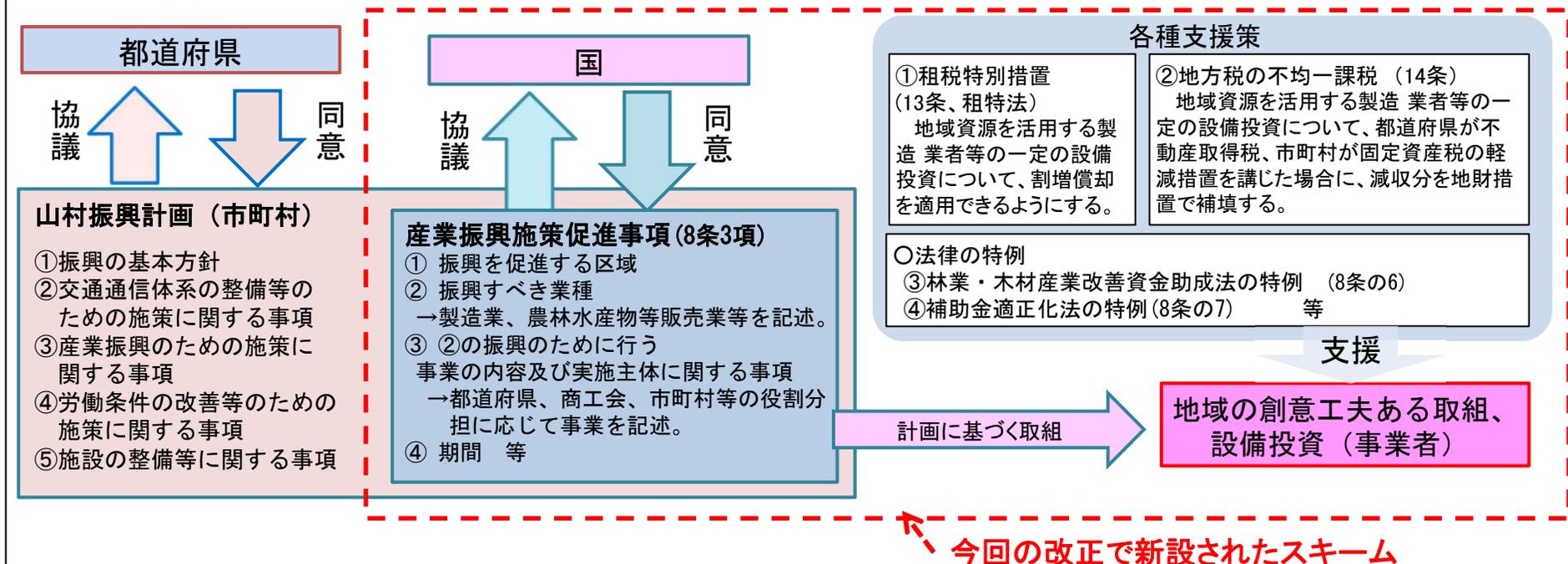
平成27年4月に「山村振興法」が改正され、山村の地域内発的な産業振興を促進するための新たな仕組みが設けられました。

また、平成27年度より、地域資源の活用等を通じ、所得・雇用の増大を図る市町村等の取組を支援する、山村活性化支援交付金が設けられました。

1 計画制度の見直しについて（「産業振興施策促進事項の新設」）

今回の改正において、市町村が作成する「山村振興計画」に「産業振興施策促進事項」を記載できることとなりました。この産業振興施策促進事項を記載した山村振興計画について、市町村が主務大臣に協議し同意を受けた場合、当該事項に基づく取組について、税制や法律の特例措置を受けることができます。

○新たな計画スキーム



2 産業振興施策促進事項策定に伴う税制支援措置について

① 租税特別措置（法13条、租税特別措置法）〔所得税、法人税〕

産業振興施策促進区域^{※1}で、地域資源を活用する製造業^{※2}や、農林水産物等販売業^{※3}を営む中小企業者^{※4}が、それらの事業の用に供する機械や建物等の資産の取得等^{※5}を行った場合、それらの事業の用に供した年度から5年間^{※6}、通常の償却限度額に普通償却限度額の一定割合に相当する額を加えた額まで、当該試算の償却費を計上し、必要経費に含めることができます（割増償却制度）。これにより、初期の所得税額、法人税額を軽減することができます^{※7}。

今回の山村振興法の改正とあわせて、対象業種の見直しや取得価額の引き下げ(2000万円→500万円)を行ったほか、特例内容を1年間のみの計上を認める特別償却から5年間にわたる計上を認める割増償却に変更することにより、資金繰りをより長期にわたり支援できる仕組みとしました。

② 地方税の不均一課税（法14条）〔不動産取得税、固定資産税〕

産業振興施策促進区域^{※1}で、地域資源を活用する製造業^{※2}や、農林水産物等販売業^{※3}の用に供する、機械や建物等の資産の取得等^{※5}を行った中小企業者^{※4}について、都道府県が不動産取得税、市町村が固定資産税の軽減措置（不均一課税）を講じた場合^{※8}に、減収分のうち一定の額を地方財制措置で補填^{※9}します。

今回の山村振興法の改正に伴って、対象者や対象業種の見直し、取得価額の引き下げを行いました。

対象業種	取得価額	特例内容
地域資源を活用する製造業	(資本金5,000万円以下) 500万円以上 (資本金5,000万円超) 1,000万円以上	①租税特別措置 5年間にわたる割増償却 普通償却限度額の 24% (機械・装置)、 36% (建物等・構築物)
農林水産物等 販売業	500万円以上	②地方税の不均一課税 不動産取得税、固定資産税の軽減 措置を講じた場合の減収分の補填

※1 市町村が山村振興計画に定める、産業の振興のための施策を促進する区域

※2 産業振興施策促進区域において生産されたものを原料又は材料とする製造又は加工の事業

※3 産業振興施策促進区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業

※4 従業員千人以下の個人又は資本金1億円以下の法人

※5 取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物等にあつては、増築、改築、修繕又は模様替のための工事による取得又は建設を含む。なお、租税特別措置で資本金の額が5,000万円超の法人の場合、及び地方税の不均一課税に係る減収補填措置にあつては、新設又は増設による取得等に限りません

※6 その用に供している期間に限りません

※7 割増償却は、減価償却の前倒しであり、耐用年数全体での減価償却額の総額は同じです

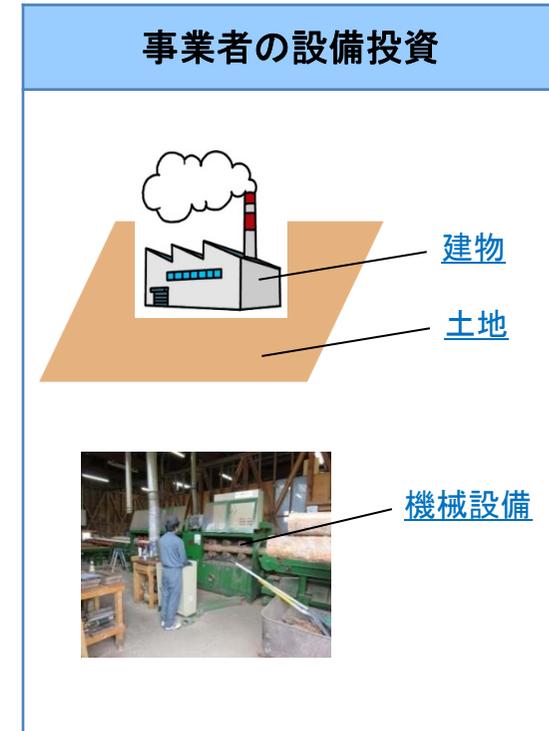
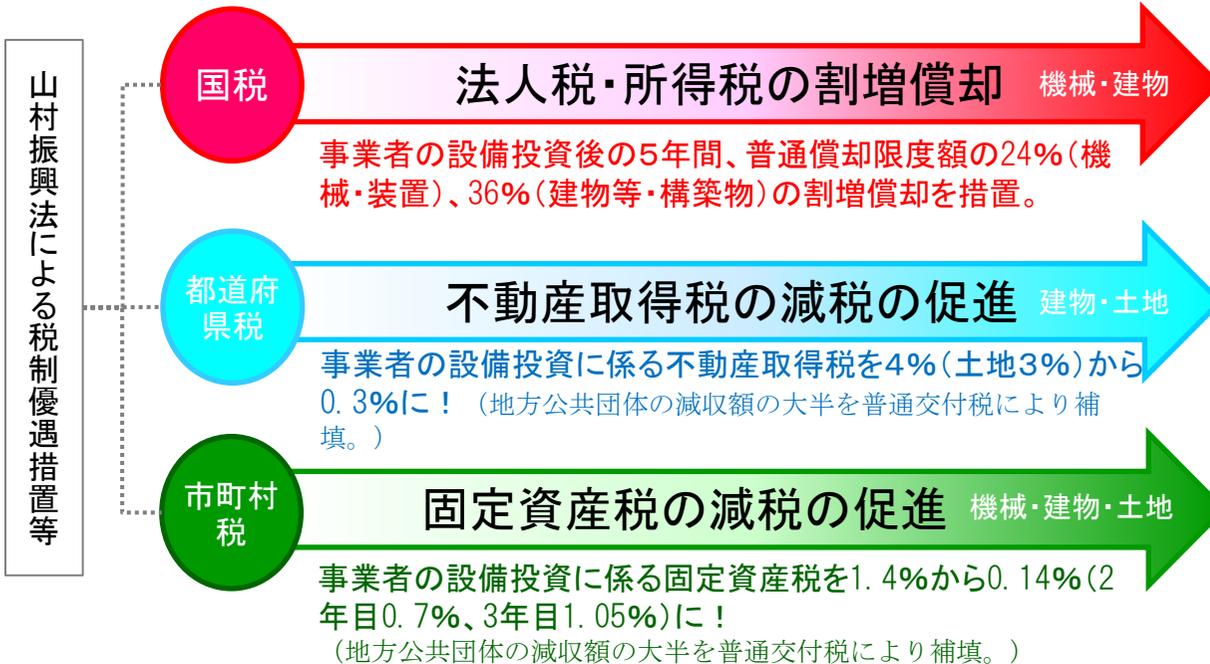
※8 不均一課税に関する条例が必要です

※9 基準財政収入額から控除します

山村における税制優遇措置 ~ 事業者の設備投資を支援することで、山村の活性化を後押しします~

税制優遇措置

国税の割増償却と都道府県税・市町村税の減税措置の促進



税制活用効果

設備投資を行った場合の効果額(シミュレーション)

機械設備1,000万円※1、建物1,000万円※2、土地1,000万円※3の設備投資を行った場合、**3年間で計128万円の効果。**

※1: 機械設備の資産評価額は、初年度875万円、2年目656万円、3年目492万円で試算。

※2: 建物の資産評価額は、700万円(3年固定)で試算。

※3: 土地の資産評価額は、700万円(3年固定)で試算。

	法人税・所得税	不動産取得税	固定資産税		
1年目	11万	+	45万円	+ 29万円	= 85万円
2年目	11万			+ 14万円	= 25万円
3年目	11万			+ 7万円	= 18万円

計128万円

設備投資による新製品のマーケティング費用等に！！

税制措置の対象要件等について

1 対象地域

(1) 山村振興法に基づく振興山村であること

山村とは、林野面積の占める比率が高く、交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない山間地等をいう。

【要件】林野率0.75以上で、かつ、人口密度1.16人/町歩未満

(2) 山村振興計画で定める産業振興施策促進区域内であること

市町村が策定する山村振興計画の産業振興施策促進事項において指定する産業振興施策促進区域内であること。

(3) 不均一課税に関する条例が制定されていること

都道府県において不動産取得税、市町村において固定資産税の不均一課税(減税)に関する条例が定めてあること。

※不均一課税の減収補填措置の対象は、財政力指数が0.47未満の都道府県又は0.49未満の市町村。なお、条例がなくとも法人税・所得税の割増償却は利用可能。

2 対象事業者

(1) 地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業であること

【地域資源を活用する製造業】

振興山村(産業振興施策促進区域)において生産されたもの(農林水産物、ジビエ、木材、粘土、土石等)を原料又は材料とする製造業
(例)食料品・飲料、木材・製炭・木製品・家具・装備品・パルプ・紙製品、飼料・有機質肥料、窯業、土砂・土石・土木製品、自然系化粧品等の製造業

【農林水産物等販売業】

いわゆる農産物直売所や地域食材を提供する農家レストラン、観光農園等。振興山村(産業振興施策促進区域)において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業

(2) 中小企業者等であること

【個人の場合】

常時使用する従業員の数が千人以下の個人

【法人の場合】

資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人

(3) 取得価額要件を満たすものであること

業種	取得価額
地域資源を活用する製造業	500万円以上(資本金5,000万円以下) 1,000万円以上(資本金5,000万円超)
農林水産物等販売業	500万円以上

「鶴喰米」のブランド化を目指し設備投資(乾燥機・精米機等)

熊本県八代市 (農事組合法人) ^{つるばみ} 鶴喰なの花村

○(農) ^{つるばみ} 鶴喰なの花村の概要

- ・熊本県八代市坂本町鶴喰(つるばみ)地区は、約70戸からなる、山あいの集落。
- ・過疎化と高齢化(65歳以上が60%)が急速に進展(20年後には集落消滅となる可能性が高い。)
- ・平成29年2月に「農事組合法人鶴喰なの花村」を設立
- ・組合員数38名
- ・出資金48万円

自慢は、里山と米と、元気な年寄り。



鶴喰米(3kg)

○鶴喰米の生産・販売

- ・現在集落の全域(約20ha)で栽培に取り組む。(品種は、「くまさんの力」)
- ・「熊本県推奨うまい米基準」の最高ランクSランクを獲得し「鶴喰米」としてブランド化に成功
- ・品質の向上のため、乾燥調製施設を農事組合法人で整備(29年9月)

○ 今後は、経営の安定化のため、高収益作物としてアスパラガス栽培に挑戦し、来年には農家レストランを開業予定であり、地域の更なる活性化に取り組む。

○設備投資額及び減収額

乾燥調製設備一式(18,684(千円))

18,684(千円) ÷ 10年 × 24% × 23.4% ≒ 105(千円)

(投資額) (耐用年数) (割増償却率) (法人税率)

○設備投資による効果

- ・米のブランド化による販売網の拡大
- ・乾燥機の大規模化による品質の向上及び安定化
- ・個人生産農家からの委託による生産コストの減少
- ・組合員の働く意欲の増大
- ・新規雇用者の創出(1名)



ライスセンター



乾燥機(4機)



精米機一式

山村振興法、過疎法、半島振興法との比較

山村振興法			過疎地域自立促進特別措置法 (過疎法)			半島振興法							
特別償却	規模要件	(平成27年改組)	特別償却	規模要件	製造業設備 2,000万円超	農林水産物 販売業設備 2,000万円超	旅館等設備 2,000万円超	特別償却	規模要件	(平成25年改組)			
	内容			内容	建物等 6/100 機械等 10/100	建物等 6/100 機械等 10/100	建物等 6/100				内容		
			(期限:平成33年3月31日)										
割増償却	規模要件	地域資源を活用する 製造業	割増償却	規模要件	—			割増償却	製造業・旅館業		農林水産物等販売業 情報サービス業等		
		農林水産物等販売業							資本金	取得価額	取得価額		
		5,000万円以下							500万円以上	500万円超		1,000万円以下	500万円以上
	5,000万円超	1,000万円以上							1,000万円超			1,000万円以上	5,000万円以下
内容	償却限度額 機械・装置 : 普通償却限度額の24% 建物・附属設備、構築物 : 普通償却限度額の36% 割増償却期間: 5年 ※産業振興施策促進事項を作成した市町村(区域)に限る ※資本金5,000万円超の法人の場合は新増設による取得等に限る。 (期限:平成33年3月31日)	内容	償却限度額 機械・装置 : 普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物 : 普通償却限度額の48% 割増償却期間: 5年 ※産業振興促進計画を作成した市町村(地区)に限る ※資本金5,000万円超の法人の場合は新増設による取得等に限る。 (期限:平成33年3月31日)										
地方税	規模要件	地域資源を活用する 製造業	地方税	規模要件	製造業	農林水産物 販売業	旅館業	地方税	製造業・旅館業		農林水産物等販売業 情報サービス業等		
		農林水産物等販売業			資本金	取得価額	取得価額						
		5,000万円以下			500万円以上	取得価額: 500万円超			1,000万円以下	500万円以上	500万円以上		
	5,000万円超	1,000万円以上			1,000万円超				1,000万円以上	5,000万円以下		1,000万円以上	
内容	特別土地保有税 : 非課税 (平成17年廃止) 不均一課税による減収の補填措置 不動産取得税(建物、土地) 固定資産税(機械・装置、建物、土地) (産業振興施策促進事項を作成した市町村の振興山村地域に限る。) (期限:平成33年3月31日)	内容	特別土地保有税 : 非課税 不均一課税による減収の補てん措置 事業税 不動産取得税 建物、土地 固定資産税 機械・装置、建物、土地										
内容	特別土地保有税 : 非課税 (平成19年廃止) 不均一課税による減収の補てん措置 事業税 不動産取得税 建物、土地 固定資産税 機械・装置、建物、土地 (産業投資促進計画を作成した市町村(地区)に限る) (期限:平成33年3月31日)												

山村振興計画 市町村作成状況一覽

(令和2年9月末時点)

番号	都道府県名	作成状況	振興山村 市町村数	既作成市町村												合計	未作成数	作成率	
				森町	今金町	美深町	中川町	枝幸町	日高町	新ひだか町	白糠町	乙部町	愛別町	沼田町	紋別市				喜茂別町
1	北海道	H28.2.26	96	森町	今金町	美深町	中川町	枝幸町	日高町	新ひだか町	白糠町	乙部町	愛別町	20	76	21%			
2	青森県	H30.3.14	23	沼田町	紋別市	喜茂別町	鹿部町	黒松内町	上川町	知内町	下川町	浦幌町	寿都町	2	21	9%			
3	岩手県	H28.3.17	29	風間浦村	深浦町									13	16	45%			
4	宮城県	H30.3.23	11	盛岡市	大船渡市	遠野市	雫石町	軽米町	洋野町	花巻市	八幡平市	西和賀町	二戸市	1	10	9%			
5	秋田県	H30.7.10	20	久慈市	奥州市	宮古市								5	15	25%			
6	山形県	H29.10.6	26	丸森町										6	20	23%			
7	福島県	H29.2.8	37	大館市	仙北市	五城目町	東成瀬村	藤里町						7	30	19%			
8	茨城県	H29.10.27	6	鶴岡市	大江町	飯豊町	小国町	西川町	南陽市					2	4	33%			
9	栃木県	H27.10.29	11	矢祭町	大玉村	西郷村	鮫川村	棚倉町	天栄村	南会津町				6	5	55%			
10	群馬県	H27.10.20	19	高萩市	城里町									10	9	53%			
11	埼玉県	H28.3.23	8	茂木町	那珂川町	佐野市	塩谷町	那須町	大田原市					7	1	88%			
12	千葉県		1	沼田市	藤岡市	下仁田町	川場村	神流町	上野村	片品村	高山村	みどり市	嬬恋村	0	1	0%			
13	東京都	H30.3.30	2	秩父市	ときがわ町	神川町	本庄市	横瀬町	皆野町	小鹿野町				0	2	0%			
14	神奈川県		3											0	3	0%			
15	新潟県	H27.12.17	17	三條市	村上市	魚沼市	胎内市	関川村	糸魚川市	妙高市	南魚沼市			8	9	47%			
16	富山県	H28.3.9	8	富山市	南砺市	高岡市	立山町							4	4	50%			
17	石川県	H28.3.30	14	能登町	能美市	小松市	珠洲市							4	10	29%			
18	福井県	H28.3.28	12	福井市	高浜町	大野市	若狭町	小浜市						5	7	42%			
19	山梨県	H28.3.31	19	甲州市										1	18	5%			
20	長野県	H27.12.18	49	駒ヶ根市	泰阜村	伊那市	小谷村	栄村	王滝村	生坂村				7	42	14%			
21	岐阜県	H27.11.27	16	関市	恵那市	飛騨市	本巣市	郡上市	下呂市	関ヶ原町	揖斐川町	東白川村	八百津町	11	5	69%			
22	静岡県	H27.8.21	13	大垣市										2	11	15%			
23	愛知県	H28.2.15	6	静岡市	川根本町									6	0	100%			
24	三重県	H28.3.22	16	大台町	いなべ市	熊野市	伊賀市							4	12	25%			
25	滋賀県	H28.4.1	6	東近江市	米原市									2	4	33%			
26	京都府	H27.11.20	12	京丹波町	京都市	南丹市	与謝野町							4	8	33%			
28	兵庫県	H29.12.11	15	神戸市										1	14	7%			
29	奈良県	H28.3.31	16	神河町										7	9	44%			
30	和歌山県	H28.1.28	17	奈良市	五條市	天川村	川上村	野迫川村	上北山村	黒滝村				7	10	41%			
31	鳥取県	H27.10.29	14	かつらぎ町	高野町	有田川町	日高川町	上富田町	北山村	田辺市				2	12	14%			
32	島根県	H28.2.26	15	琴浦町	八頭町									7	8	47%			
33	岡山県	H28.2.10	19	江津市	雲南市	吉賀町	奥出雲町	津和野町	浜田市	邑南町				6	13	32%			
34	広島県	H30.3.14	14	新庄村	矢掛町	吉備中央町	鏡野町	西粟倉村	岡山市					4	10	29%			
35	山口県	H28.2.25	8	大竹市	神石高原町	北広島町	竹原市							2	6	25%			
36	徳島県	H27.11.10	11	下関市	萩市									8	3	73%			
37	香川県		6	吉野川市	美馬市	三好市	神山町	那賀町	美波町	海陽町	つるぎ町			0	6	0%			
38	愛媛県	H28.1.27	15											3	12	20%			
39	高知県	H28.3.11	28	新居浜市	大洲市	四国中央市								6	22	21%			
40	福岡県	H28.3.25	12	四万十市	仁淀川町	土佐清水市	津野町	三原村	大豊町					2	10	17%			
41	佐賀県		3	八女市	みやこ町									0	3	0%			
43	熊本県	H28.3.28	24	小国町	水上村	八代市	高森町	南阿蘇村	山都町	芦北町	相良村	五木村	山江村	15	9	63%			
44	大分県	H28.3.23	14	あさぎり町	天草市	阿蘇市	球磨村	多良木町						3	11	21%			
45	宮崎県	H28.3.29	16	杵築市	大分市	佐伯市								5	11	31%			
46	鹿児島県	H28.1.14	7	日之影町	串間市	美郷町	綾町	西都市						1	6	14%			
合計		40	734											216	518	29.4%			

・ 振興山村数は、令和2年4月1日現在数

山村振興基本方針の作成率： **90.9%**
 山村振興計画の作成率： **29.4%**

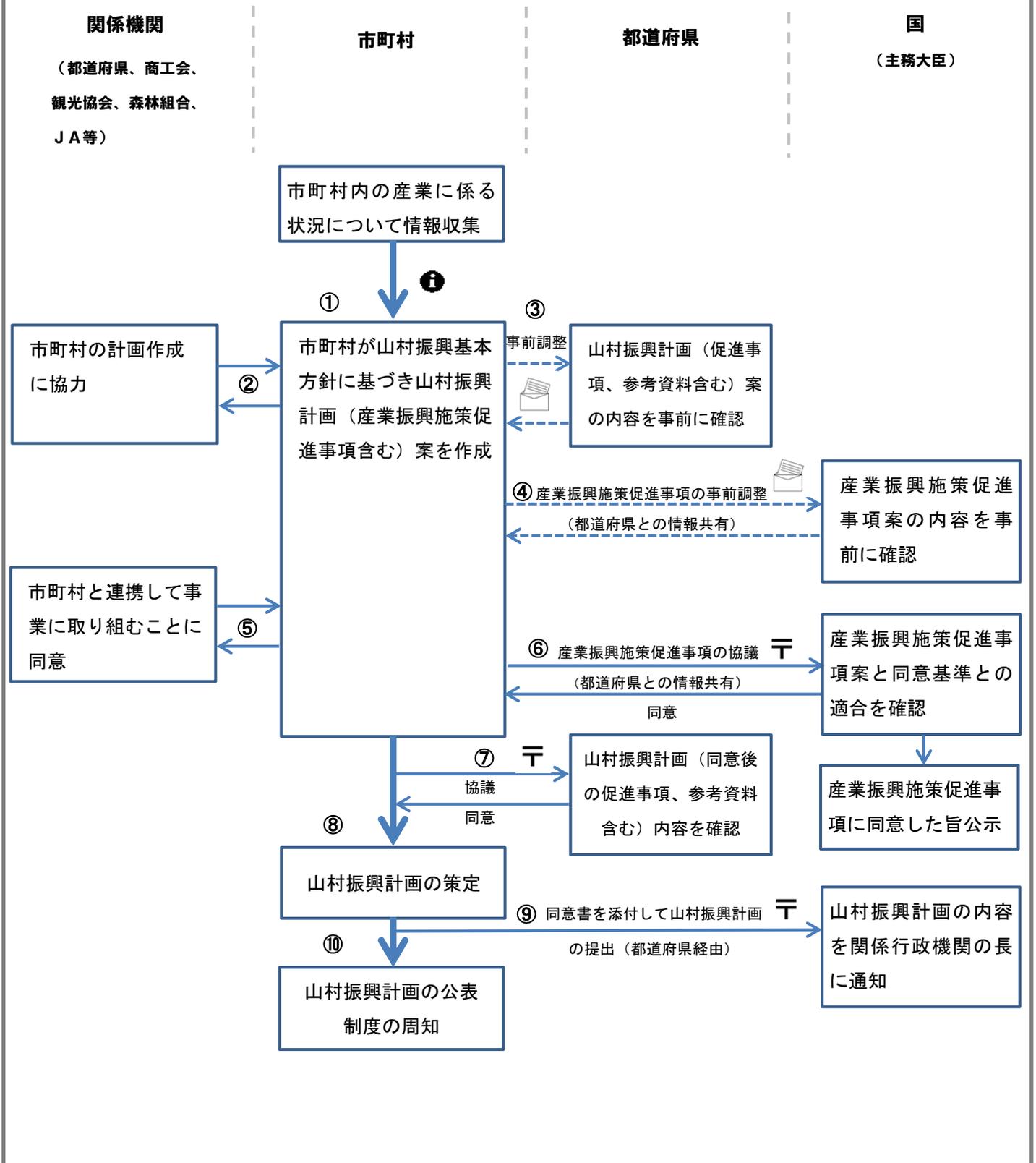
産業振興施策促進事項を策定済：**53市町村**

山村振興計画及び産業振興施策促進事項作成状況(都道府県別集計)

(令和2年9月末現在)

都道府県名	市町村数	振興山村市町村数			過疎・半島・振興山村のうち振興山村指定のみ市町村数	山振計画作成済市町村数(H27以降)		産業振興施策促進事項				備考
		全域指定	一部指定	作成率		作成済市町村数	作成予定市町村数	説明会の実施(回)				
								H30	R1			
北海道	179	96	68	28	3	20	21%	8	11	0	6	
青森県	40	23	12	11	2	2	9%	2	3		1	
岩手県	33	29	8	21	5	13	45%	5	6		1	
宮城県	35	11	2	9	3	1	9%	1	2		1	
秋田県	25	20	4	16	0	5	25%	1	1		1	
山形県	35	26	5	21	8	6	23%	0	2		1	
福島県	59	37	14	23	14	7	19%	2	9		1	
東北局計	227	146	45	101	32	34	23%	11	23	0	6	
茨城県	44	6	0	6	2	2	33%	0	0	1		
栃木県	25	11	0	11	7	6	55%	0	0		1	
群馬県	35	19	7	12	5	10	53%	0	0	1		
埼玉県	63	8	0	8	5	7	88%	0	1		1	
千葉県	54	1	0	1	0	0	0%	0	0		1	県基本方針未作成
東京都	39	2	2	0	0	0	0%	0	0	1		
神奈川県	33	3	1	2	3	0	0%	0	1		1	県基本方針作成中
山梨県	27	19	5	14	5	1	5%	0	0		1	
長野県	77	49	20	29	14	7	14%	3	5		1	
静岡県	35	13	1	12	3	2	15%	1	0		1	
関東局計	432	131	36	95	44	35	27%	4	7	3	7	
新潟県	30	17	1	16	7	8	47%	0	2	1		
富山県	15	8	0	8	5	4	50%	1	3	1		
石川県	19	14	0	14	3	4	29%	0	1	1		
福井県	17	12	1	11	6	5	42%	1	2		1	
北陸局計	81	51	2	49	21	21	41%	2	8	3	1	
岐阜県	42	16	2	14	3	11	69%	1	0	1		
愛知県	54	6	1	5	1	6	100%	2	0	1		
三重県	29	16	0	16	4	4	25%	3	1		1	
東海局計	125	38	3	35	8	21	55%	6	1	2	1	
滋賀県	19	6	0	6	4	2	33%	0	0		1	
京都府	26	12	1	11	3	4	33%	0	0			
大阪府	43	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	振興山村なし
兵庫県	41	15	0	15	6	1	7%	0	2		1	
奈良県	39	16	10	6	1	7	44%	1	3		1	
和歌山県	30	17	3	14	0	7	41%	0	0		1	
近畿局計	198	66	14	52	14	21	32%	1	5	0	4	
鳥取県	19	14	4	10	3	2	14%	1	1		1	
島根県	19	15	3	12	0	7	47%	1	9	1		
岡山県	27	19	2	17	1	6	32%	2	0		1	
広島県	23	14	0	14	3	4	29%	1	2	1		
山口県	19	8	0	8	0	2	25%	1	3		1	
徳島県	24	11	1	10	1	8	73%	0	1			
香川県	17	6	0	6	2	0	0%	0	6		1	県基本方針作成中
愛媛県	20	15	1	14	2	3	20%	0	0			
高知県	34	28	6	22	3	6	21%	2	10		2	
中四局計	202	130	17	113	15	38	29%	8	32	2	6	
福岡県	60	12	0	12	5	2	17%	1	1	1		
佐賀県	20	3	0	3	0	0	0%	0	3	1		県基本方針作成中
長崎県	21	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	振興山村なし
熊本県	45	24	7	17	3	15	63%	9	4	1		
大分県	18	14	0	14	0	3	21%	0	3	1		
宮崎県	26	16	8	8	2	5	31%	3	3	1		
鹿児島県	43	7	0	7	1	1	14%	0	1	1		
九州局計	233	76	15	61	11	26	34%	13	15	6	0	
沖縄県	41	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	振興山村なし
全国計	1,718	734	200	534	148	216	29%	53	102	16	31	

山村振興計画（産業振興施策促進事項含む）の策定に必要な事務の流れ



農山漁村振興交付金

【令和3年度予算概算要求額 10,283 (9,805) 百万円】

<対策のポイント>

地域の創意工夫による**活動の計画づくり**から**農業者等を含む地域住民の就業の場の確保**、農山漁村における**所得の向上**や**雇用の増大**に結びつける取組を取組の発展段階に応じて**総合的に支援**し、農林水産業に関わる地域の**コミュニティの維持**と農山漁村の**活性化**及び**自立化**を後押しします。

<政策目標>

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人 [令和7年度まで]）等

<事業の全体像>

1. 農山漁村地域での取組への支援

① 地域活性化対策

地域活性化のための活動計画づくりと実証、地域のコミュニティ機能維持の取組、就職氷河期世代を含む潜在的な就農希望者の発掘、優良事例や農業遺産及び新事業発掘の取組の情報発信等を支援します。

② 中山間地農業推進対策

中山間地域での収益力向上に向けた取組やモデル構築等を支援します。また、集落が連携して行う特色をいかした取組を支援します。[チャレンジ枠]

③ 山村活性化対策

振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援します。

④ 農泊推進対策

観光コンテンツ開発や滞在施設等の整備、国内外へのPR等を支援します。

⑤ 最適土地利用対策

重要な地域資源である農地の有効活用等を通じ、地域の特性をいかした農業の展開や地域資源の付加価値向上を支援します。

⑥ 農福連携対策

障害者等の雇用・就労を通じた農林水産業経営の発展に資する生産・加工施設の整備、障害者等の生産・加工技術習得や専門人材育成等を支援します。

⑦ 農山漁村活性化整備対策

地方公共団体策定の活性化計画に基づき行う施設整備を支援します。

2. 都市部での取組への支援

① 都市農業機能発揮対策

都市住民と共生する農業経営の実現や都市住民の農業・農山漁村への関心の喚起、担い手を地域ぐるみで育成する先進モデルの創出等を支援します。



コミュニティの維持 農山漁村の活性化、自立化

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

- (1 ①の事業)
- (1 ②③⑤の事業)
- (1 ④⑥、2 ①の事業)
- (1 ⑦の事業)

農村振興局農村計画課
地域振興課
都市農村交流課
地域整備課

(03-6744-2203)
(03-3502-6286)
(03-3502-5946)
(03-3501-0814)

農山漁村振興交付金のうち 山村活性化支援交付金

【令和3年度予算概算要求額 800（784）百万円】

<対策のポイント>

山村の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト活動（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等を図る取組の試行実践等）を支援します。

- 交付率：定額（1地区当たり上限1,000万円）
- 事業実施主体：市町村等
- 実施期間：上限3年
- 対象地域：山村振興法に基づき指定された振興山村
※山村振興計画が策定されていること

2. 商談会開催事業

バイヤーとの商談会や山村の地域資源を活用した商品のWEBサイトを用いたマッチング等を開催し、販路開拓を支援します。

- 交付率：定額
- 事業実施主体：民間企業等
- 実施期間：1年

<事業の流れ>

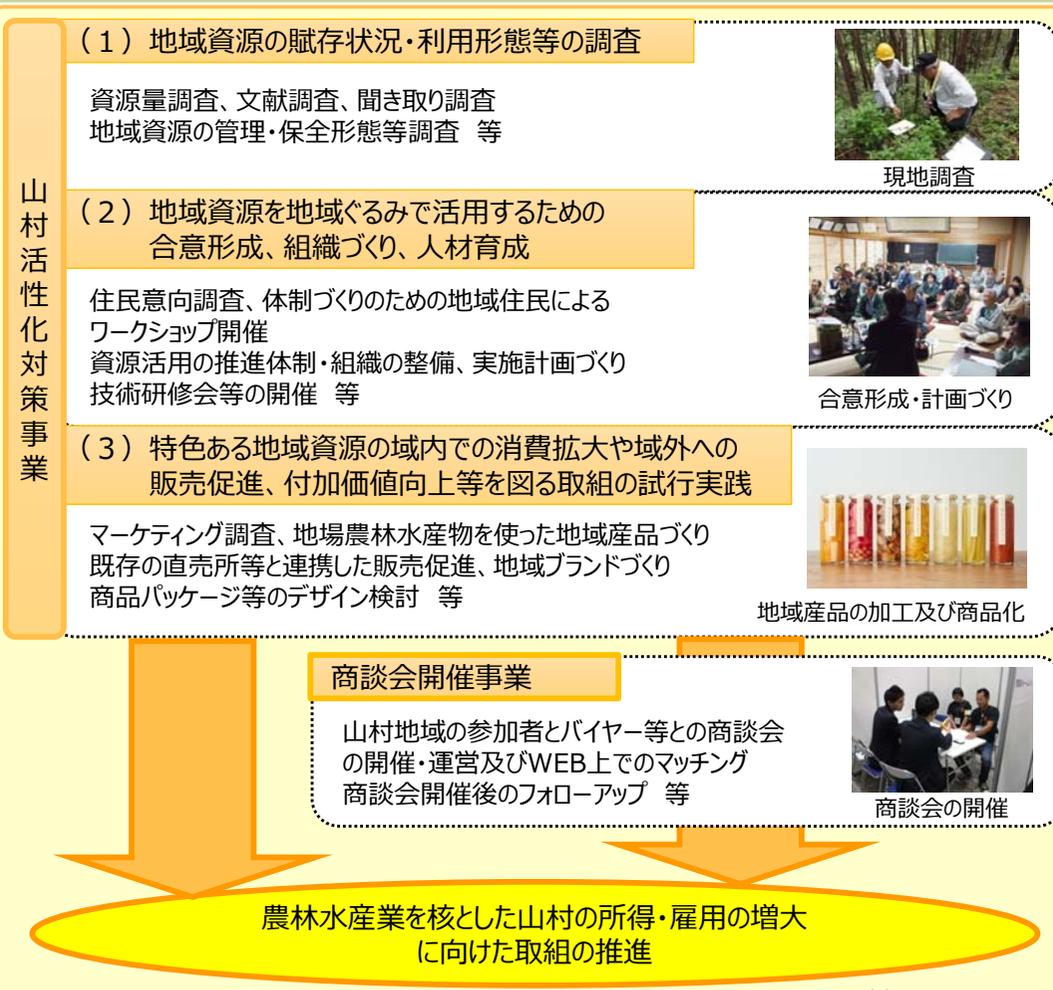
- 1の事業を実施する場合



- 2の事業を実施する場合



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-6744-2498）

山村活性化支援交付金

<平成27年度創設>

補助率：定額（1地区当たり上限 年間1,000万円）3年間まで

支援内容

- 地域資源の賦存状況調査
- 農林水産業に関連する地域の人材やノウハウ、伝統技術等に係る調査
- 農林漁業者や地域住民の意向調査や組織づくり、ワークショップ等の活動
- 人材育成や技術取得等の研修等
- 地域資源の販売促進のためのマーケティング調査、販売先現地調査
- 販売実践、ICTやパンフレットを使った情報発信、商品パッケージデザイン検討



合意形成・計画づくり



地域産品の加工及び商品化

事業要件

- 振興山村(※)の活性化に向けた取組であること
(山村振興計画が作成されていること)
- 山村の地域資源を活用して所得・雇用を増大する取組であること
(雇用、販売額等の増大に関する目標を設定)

(※)振興山村とは、山村振興法に基づき指定された地域(S25.2.1時点の旧市町村を単位)で、現在734市町村(44道府県)に所在

事業実施主体

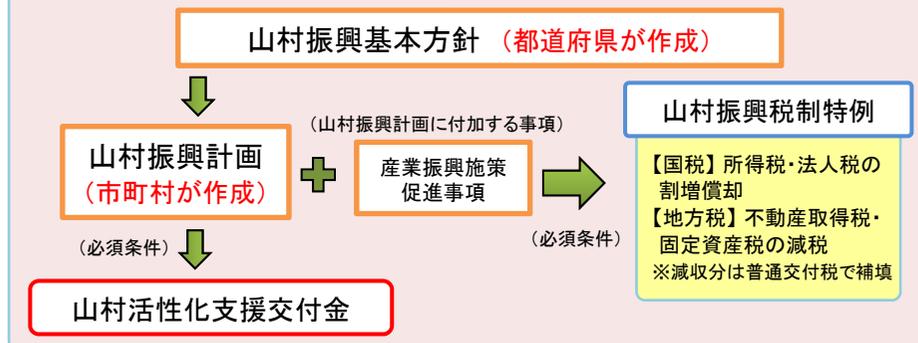
- 振興山村を有する市町村
- 振興山村を有する市町村を構成員に含む地域協議会

想定される事業の進め方のパターン



※取組期間は最大3年であり、3年未満であっても可。

山村振興計画等の体系



申込・相談窓口

- 本交付金は公募制ではありません。活用を検討される場合はお近くの地方農政局農村計画課まで随時御相談下さい。

市町村
又は
地域協議会
(事業実施主体)

事業活用や計画作りの
相談、計画書の提出

← 要望の把握、事例提供、
計画書の作成助言、審査

地方農政局
農村計画課
山村振興担当

(北海道内は本省地域振興課まで)